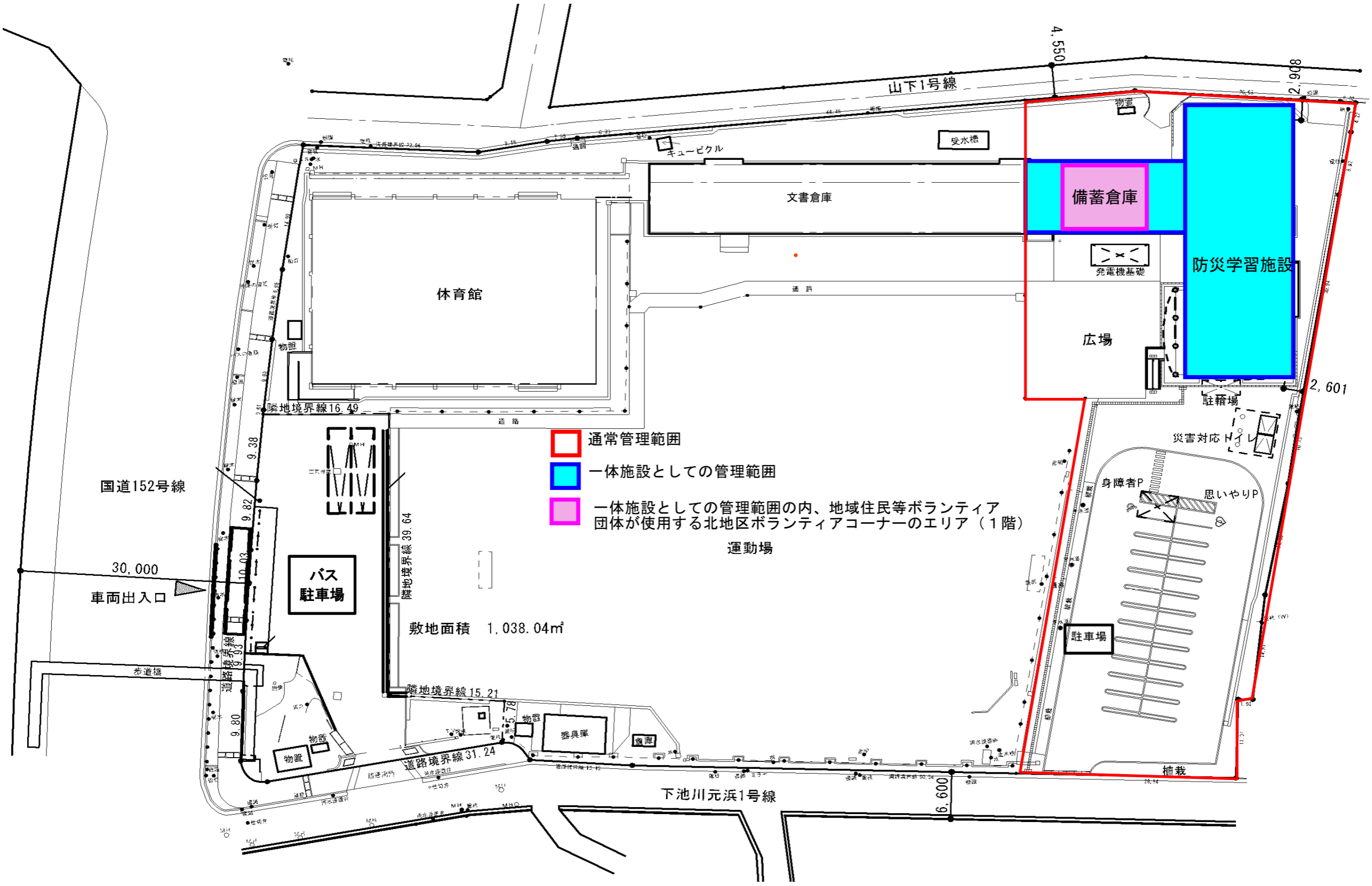


別添 1

浜松市防災学習センター指定管理者
資料

防災学習センター配置図・管理範囲



【電気料金】

使用月	使用量 (kWh)	料金 (円)
4月	4,205.8	151,520
5月	3,449.8	142,788
6月	3,237.1	136,061
7月	4,486.2	166,159
8月	6,315.8	200,728
9月	5,947.6	186,425
10月	5,610.5	181,843
11月	4,031.6	153,292
12月	3,585.6	137,504
1月	5,763.2	189,380
2月	6,311.2	169,576
3月	4,766.0	140,503
計	57,710.4	1,955,779

【水道料金】

使用月	使用量	料金 (円)
4月	62	0
5月	0	9,426
6月	59	0
7月	0	8,946
8月	70	0
9月	0	10,790
10月	97	0
11月	0	15,976
12月	136	0
1月	0	25,866
2月	108	0
3月	0	19,522
計	532	90,526

【ガス料金（都市ガス、プロパン）】

使用月	使用量 (kWh)	料金 (円)
4月	319.7	52,021
5月	40.5	14,211
6月	26.5	7,440
7月	167.1	29,092
8月	539.5	71,508
9月	651.1	77,229
10月	683.5	76,322
11月	417.2	51,638
12月	23.9	11,771
1月	215.1	37,551
2月	318.0	51,350
3月	387.1	53,429
計	3,789	533,562

資料 3

○浜松市防災学習センター条例

平成30年3月23日

浜松市条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、防災に関する知識の普及及び啓発を図るため設置する防災学習センターについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 防災学習センターは、浜松市防災学習センター（以下「センター」という。）といい、浜松市中央区山下町192番地に置く。

（令5条例9・一部改正）

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する資料を備え、及び展示すること。
- (2) 防災に関する講座、講演会等を開催すること。
- (3) 防災に関する資料を作成し、及び頒布すること。
- (4) 防災に関する活動の推進を図るために施設を提供すること。
- (5) 防災教育に関する学校その他の機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、講座室、小講座室及び多目的ホール（以下「講座室等」という。）については、午前9時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日及

び土曜日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 講座室等の利用の許可に関する業務

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用の許可)

第8条 講座室等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、講座室等の利用を許可しない。

(1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用料金の納付)

第10条 第8条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、講座室等の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 センターの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第10条第3項及び第4項の規定は平成34年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第2条から第8条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日から平成34年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	指定管理者	市長
	利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)	使用料
第10条第2項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第11条（見出しを含む。） 及び第12条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月22日浜松市条例第9号）

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（平31条例22・一部改正）

1 施設

利用区分		利用時間区分	午前9時30分 から午前10時 まで	午前10時 から午後6時 まで 1時間 につき	午後6時 から午後9時 まで 1時間 につき	午後9時 から午後9時30分 まで
			円	円	円	円
講座室	防災活動団体	330	670	800	400	
	その他	670	1,350	1,610	800	
小講座室	防災活動団体	90	180	220	110	
	その他	180	360	440	220	
多目的ホール	防災活動団体	330	670	800	400	
	その他	670	1,350	1,610	800	

備考

- 1 防災活動団体とは、防災に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的とする団体のうち、市長が認めるものをいう。
- 2 利用時間の開始は午前9時30分から利用する場合を除き正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上

げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 備付物品

規則で定める額

資料 4

○浜松市防災学習センター条例施行規則

平成30年3月23日

浜松市規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市防災学習センター条例（平成30年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(展示品等の見学)

第2条 浜松市防災学習センター（以下「センター」という。）の展示品等を見学しようとする者は、見学の際指定管理者に申し出なければならない。

(利用許可の申請)

第3条 条例第8条の規定により講座室、小講座室又は多目的ホール（以下「講座室等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用日時
- (4) 利用施設
- (5) 利用目的
- (6) 利用内容
- (7) 利用人員
- (8) 利用責任者
- (9) 利用備付物品
- (10) 入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）の徴収の有無及びその金額
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 防災活動団体（条例別表の1の備考の1に規定する防災活動団体をいう。以下同じ。）
利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から
- (2) 防災活動団体以外の者
利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日（休館

日に当たるときは、その翌日) から

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、講座室等の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(利用許可の取消し等の申出)

第5条 講座室等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又は変更をしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(防災活動団体の認定申請)

第6条 条例別表の1の備考の1の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(備付物品の利用料金)

第7条 条例別表の2の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合とし、その利用料金は、防災活動団体の利用料金に相当する額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。

(1) 条例別表の1の備考の3に規定する場合の利用料金

(2) 条例別表の2に規定する備付物品の利用料金

3 利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 利用者が利用しようとする日の10日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合

(2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(遵守事項)

第10条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員等の入室)

第11条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成34年3月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条の見出し	利用料金	使用料
第8条の見出し並びに同条第1項及び第2項	利用料金	使用料
第8条第3項	利用料金	使用料
	文書等	文書
	指定管理者	市長
第9条の見出し	利用料金	使用料
第9条第1項第2号	指定管理者	市長
第9条第2項	利用料金	使用料
	文書等	文書
	指定管理者	市長

附 則 (平成31年3月15日浜松市規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の

例による。

別表（第7条関係）

（平31規則17・一部改正）

種別	利用区分		金額	摘要
ワイヤレスマイクロホン	1日1回 につき	防災活動団体	円	1本
			200	
その他		400	1台	
防災活動団体		200		
その他		400		
プロジェクター		防災活動団体		510
		その他		1,020
スクリーン		防災活動団体		100
		その他		200
電気コンセント		防災活動団体		100
	その他	200		

浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせること（以下「指定管理者制度」という。）に関する基本的事項を定める。

(指定管理者制度を実施する際の原則)

第 2 条 指定管理者制度を実施する際は、次の原則を遵守するものとする。

(1) 市民サービスの維持・向上

指定管理者制度は、市民サービスの維持・向上を図るなかで事業の効率化を行うものでなければならない。

(2) 官民パートナーシップと適切なリスク分担

指定管理者制度の実施に際しては、官民の対等なパートナーシップの下、施設設置者としての市と実施者としての指定管理者の適切なリスク分担を図らなければならない。

(3) 公平・公正な競争条件の確保

指定管理者制度の実施に際しては、事業者間の公平・公正な競争条件を確保しなければならない。

(4) 民間活力とノウハウの活用

指定管理者制度は、事業者の経験・知識の活用と創意工夫を可能とするものでなければならない。

(5) 情報の公開

指定管理者制度に係る公の施設、制度、手続等に関する情報は、個人情報に該当するもの、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて、公開しなければならない。

第 2 章 指定管理者の導入時における基準

(指定管理の対象施設)

第 3 条 浜松市においては、次に掲げる公の施設（「対象外施設」という。）を除く公の施設（以下「対象施設」という。）について、指定管理者の導入対象とする。

(1) 保健所、保健福祉センター

(2) 道路及び河川

(3) 学校及び保育所

(4) 概ね 5 年以内に廃止を予定している施設

(指定管理者導入・非導入の判断基準)

第 4 条 前条に規定する対象施設のうち、次の各号に掲げるものを除き、指定

管理者の導入を行うものとする。

- (1) 地域住民が利用することを目的として設置された小規模施設
- (2) 市が直接管理することが施設の効用を図る上で望ましい施設
- (3) 市が直接実施すべき業務と一体として管理している施設
- (4) 導入することによる財政的効果が見込めない施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市が直接管理することが必要と認める施設

2 前項の規定により、導入しないこととした場合においては、当該施設の名称及びその理由を公表しなければならない。

3 第1項の規定により、導入しないこととした施設については、定期的にその導入の可否について、見直しを図るものとする。

(指定管理者の導入時における手続)

第5条 指定管理者を新たに導入しようとするときは、当該公の施設を所管する部長（以下「施設所管部長」という。）が指定管理者制度を所管する部長に協議し、指定管理者制度を所管する部長が別に定めるところにより条例の改正、その他必要な手続を行う。

(指定管理者公募・非公募の判断基準)

第6条 指定管理者の指定は、次に掲げる公の施設を除き、公募を行うものとする。

- (1) コミュニティ施設その他地域に密着した公の施設で、当該地域住民に管理させる必要性が大きいもの
- (2) 市の政策を担い得ると認める者が市の重要施策を推進するための公の施設（市が同等の施設として複数設置するものを除く。）
- (3) P F I 事業又はこれに準ずる事業により管理運営を行う施設で、事業者が既に決定しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公募を行わないことについて、特別な理由があると認める施設

2 前項の規定により、公募を行わない場合においては、当該施設の名称及びその理由を公表しなければならない。

(指定管理者への創意工夫を支援するための措置)

第7条 市は、利用者サービスの向上のため、指定管理者の創意工夫を支援するための措置を講ずるものとする。

- (1) 利用料金制導入の拡大
- (2) 利用日の増加、利用時間の延長の弾力化
- (3) 指定管理者による施設設備の設置又は修繕の申し出への柔軟な対応
- (4) 指定に係る公の施設の行政財産の使用許可の弾力化

- (5) 指定管理料の精算におけるインセンティブの付与
 - (6) その他指定管理者からの提案に対する柔軟な対応
- 2 前項の措置を行うため、施設所管部長は、指定管理者（指定管理者の指定を受けようとする者を含む。）の意見を聴かなければならない。

第3章 指定管理者選定の基準及び手続

（指定管理者の申請者要件）

第8条 次に掲げる者は、指定管理者の申請者となることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体
- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体
- (7) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）
- (8) 浜松市の市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるもの限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）
- (9) 第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体
- (10) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体

（指定管理者の選定基準）

第9条 指定管理者の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 住民の平等利用の確保が図られること。

- (2) 施設の効用が発揮されるものであること。
- (3) 管理経費の縮減につながるものであること。
- (4) 施設の運営方針及び業績目標が明確なものであること。
- (5) 指定管理者が管理を安定して行う物的・人的・財政的能力があること。

2 前項に掲げるもののほか、施設の設置目的等に応じ、次に掲げる事項を加えることができる。

- (1) 利用者アンケート等によるニーズを反映させる事業に係る事項
- (2) 施設の効果的な広報に係る項目や各種施策との連携に係る事項
- (3) ボランティアやNPOとの協働に係る事項
- (4) その他指定管理者の申請者間の公平性を損なわない範囲において必要な事項

(第三者を加えた指定管理者選定会議)

第10条 指定管理者の選定は、庁内会議として部を単位に設置する指定管理者選定会議において行う。この場合において、各指定管理者選定会議には、当該公の施設の事業内容に関する知識経験を有する者を加えなければならない。

2 前項の指定管理者選定会議は、当該施設所管部長が主宰する。

3 前2項に掲げるもののほか、指定管理者選定会議の運営に関し必要な事項は、指定管理者制度を所管する部長が別に定める。

(指定期間)

第11条 指定管理者の指定期間は、次表に掲げるとおりとする。この場合において、5年を超える指定期間としようとするときは、当該施設所管部長は、指定管理者制度を所管する部長に協議しなければならない。

公の施設の区分	標準的な指定期間
貸し館その他施設の管理を主とする施設	3年
市の施策の実施を主とする施設	5年
施設の設置目的、専門性等から5年以下では指定管理者の利点が活かせないと認められる施設	5年を超え10年以下
PFI事業に係る施設	10年を超える必要期間

2 前項の規定にかかわらず、施設所管部長は、同項に規定する期間より長い指定期間又は短い指定期間とすることができる。この場合においては、当該施設所管部長は、指定管理者制度を所管する部長に協議しなければならない。

(選定基準及び選定結果の公表)

第12条 施設所管部長は、指定管理者の選定に当たっては、市ホームページへの掲載その他の方法により選定基準及び選定の結果を公表しなければならない。

第4章 指定管理者との協定書の締結

(協定書の基本)

第13条 市が指定管理者との間で締結する協定書は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 指定管理者の行う業務の範囲及び果たすべき義務が明確であること。
- (2) 事業実施において指定管理者と市の負担すべき経費の分担が明確であること。
- (3) 指定管理者と市の責任の所在及びリスク分担が明確であること。
- (4) その他施設の管理運営に関する基本的事項が記載されていること。

(基本協定と年度協定)

第14条 協定書は、指定期間全体に関する基本協定と年度ごとの年度協定とする。

2 基本協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 公の施設の設置目的
- (2) 指定管理者の行う業務及び果たすべき義務
- (3) 指定期間
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 開館時間、休館日等に関する事項
- (6) 利用許可に係る事項
- (7) 利用料金及び利用料金の減免に係る事項
- (8) 指定管理者と市の負担すべき経費の基準
- (9) 施設・設備の整備及び修繕に関する事項
- (10) 事故又は災害の発生時における対応体制、リスク管理及び責任分担に関する事項
- (11) 行政財産の目的外使用に関する事項
- (12) 施設利用者等の個人情報の保護に関する事項
- (13) 業務に係る情報公開について指定管理者及び市の取るべき措置に関する事項
- (14) 指定管理者事業の一部の第三者への委託に関する事項
- (15) 施設の運営方針及び業績目標の設定に関する事項
- (16) 事業報告に関する事項
- (17) 暴力団の排除に関する事項
- (18) 事業の引継ぎ及び引継ぎに係る経費負担に関する事項
- (19) 指定の取消しに関する事項

3 年度協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 当該年度の事業実施に関する事項
- (2) 当該年度における事業実施体制に関する事項

- (3) 当該年度における施設設備の改修・修繕に関する事項
- (4) 当該年度におけるリスク管理及び責任分担に関する事項

(指定管理者の提供する市民サービス水準のモニタリング体制)

第15条 指定管理者の提供する市民サービス水準のモニタリング体制は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者による自己チェック
 - ① 日報の作成（毎日）
 - ② 事故、苦情等の記録作成及び報告（発生時）
 - ③ 月次報告書の作成及び提出（毎月）
 - ④ 利用者アンケートの実施及び結果報告（随時）
 - ⑤ 年次報告書の作成及び提出（年度終了時）
 - ⑥ 施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（随時及び年度終了時）
- (2) 公の施設を所管する課長（以下「施設所管課長」という。）によるモニタリング
 - ① 月次報告書による業務の履行の確認及びサービス水準の確認（毎月）
 - ② その他の報告書のチェック（提出時）
 - ③ 随時の施設立入確認（毎月～毎4半期）
 - ④ 事故等発生時の施設立入確認（発生時）
 - ⑤ 年次報告書による業務の履行の確認及びサービス内容の評価並びに指定管理者の経理状況の検査（年度終了時）
 - ⑥ 指定管理者への指示及び指定の取消し（随時）
 - ⑦ 指定管理者評価シートの作成（年度終了時）
 - ⑧ 施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（年度終了時）
 - ⑨ 監査委員による監査（随時）

(指定管理者の事後評価)

第16条 施設所管課長は、毎年度、当該年度の前年度分に係る指定管理者評価シートを作成するとともに、次項に規定する事後評価に係る基準を明確にしておかなければならない。

- 2 施設所管部長は、毎年度（次項の規定による事後評価が行われた年度を除く。）、当該年度の前年度分について、指定管理者評価シート、指定管理者が提出した報告書等に基づき、指定管理者の業務の履行、提供されたサービス内容その他の管理運営の状況及び指定管理者の経理状況に関する評価（以下「事後評価」という。）を行うものとする。
- 3 指定管理者選定会議は、次表の左欄に掲げる指定期間の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる年度について、同表の右欄に掲げる時期に事後評価を行うものとする。

指定期間の区分	年度	時期
3年	指定期間の初年度	当該年度の次年度
3年を超え7年未満	指定期間の初年度及び最終年度の前々年度	当該各年度の次年度
7年以上	指定期間の初年度、中間年度(※)及び最終年度の前々年度 ※中間年度は、施設所管課長が指定期間の初年度に指定する年度とする。	当該各年度の次年度

- 4 施設所管課長は、事後評価の結果を踏まえ、基本協定書の改正、次年度の年度協定書への反映、指定管理者への改善指示その他の必要な措置を行わなければならない。
- 5 事後評価の結果は、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
- 6 PFI事業又はこれに準ずる事業により管理運営を行う施設及び浜松市病院事業評価委員会条例（平成21年浜松市条例第30号）第1条に規定する施設は、前各項の規定にかかわらず、当該各事業に基づく評価等を実施し、結果を公表することによって、事後評価に代えることができる。

第5章 雑則

（情報の公開等）

第17条 指定管理者の導入、指定管理者の指定手続、指定管理者の施設運営等に関する情報は、積極的に公開するものとする。この場合において、指定管理者の申請における提案内容等のうち当該申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、情報公開条例により必要な保護を行うものとする。

（指定取消しの場合等の例外規定）

第18条 指定管理者の指定が取り消された場合又は指定管理者の公募を行う公の施設において指定管理者の申し出のなかった場合に備えるため、これらの場合においては、非公募による選定を行い、又は市が当該公の施設を直接管理する旨を条例で規定するものとする。

（公の施設に該当しない施設の管理）

第19条 公の施設に該当しない行政財産（公用のものを除く。）及び普通財産の管理の委託についても、この基本指針に準じた取り扱いを行うものとする。

（細目）

第20条 この基本指針に規定するもののほか、この基本指針の運用について

必要な事項は、指定管理者制度を所管する部長が定める。

附 則

- 1 この基本指針は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 浜松市の公の施設における指定管理者制度の実施に関する基本指針（平成16年8月制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、令和6年4月1日から施行する。